

# 「ふくい建設産業カレッジ」 事業費補助金

## 交付事務マニュアル

令和8年4月

福井県土木部土木管理課

# 目 次

	(ページ)
1 交付事務マニュアルの目的 .....	2
2 補助事業の内容	
(1) 補助目的 .....	2
(2) 交付の対象となる事業内容 .....	2
(3) 補助対象経費 .....	2
(4) 補助率・補助金額 .....	2
3 補助事業実施にあたっての注意事項 .....	3
4 交付事務の流れ .....	5
5 交付申請書 .....	6
6 交付決定 .....	6
7 実績報告書 .....	7
8 額の確定等 .....	9
9 検査 .....	8
(1) 検査の種類 .....	8
(2) 検査方法 .....	9
(3) 検査時に補助事業者が準備（提出）する書類等 .....	9
10 補助金の交付 .....	9
参考	
検査調書	

## 1 交付事務マニュアルの目的

本マニュアルは、「ふくい建設産業カレッジ」事業費補助金の交付事務にあたり、補助事業の適正な実施と補助金の適正な執行を確保するため、必要と考えられる事項を取りまとめたものである。

本マニュアルを通して、補助事業の内容、補助事業を実施するうえでの注意事項、交付事務のフローなどについての理解を深め、「ふくい建設産業カレッジ」事業費補助金が効果的かつ適正に活用されることを目的とする。

## 2 補助事業の内容

本マニュアルの対象となる補助事業の内容は「ふくい建設産業カレッジ」事業費補助金交付要領（以下「要領」という）に記載の補助金とする。

### (1) 補助目的

災害復旧や社会インフラの維持・管理に重要な役割を担っている県内建設産業において、県外等から就業希望者を誘致し、県内建設事業者での研修を通して建設業への関心を高め、担い手の確保・育成を図ることを目的とする。

### (2) 補助対象者

要領第3のとおり

### (3) 補助対象経費、補助率・補助金額

要領第4のとおり

## 3 補助事業実施にあたっての注意事項

補助対象者は、福井県補助金等交付規則、土木部所管補助金等交付要綱、「ふくい建設産業カレッジ」事業費補助金交付要領等（以下「補助金要綱等」という。）に基づき、また、下記の事項について注意し補助事業を実施すること。これらに沿って事業の実施、処理、手続き等がなされていない場合は、補助金の支払いができないばかりか、交付決定の取消、交付済である補助金の返還命令もあるので十分注意すること。

### (1) 補助事業の実施期間

- 補助事業の支給対象期間は、補助事業者からの補助金交付申請書の提出を受け、県で内容の審査をし、適切な内容・申請額に対して補助金の交付決定を行った日（＝補助対象期間の開始日）から当該年度末までとなる。したがって、研修開始日までに交付決定が受けられるよう、申請は余裕をもって行うこと。

(2) 補助事業の実施

- ・ 価格の妥当性を考慮して事業を実施すること。

(3) 補助事業の経理および証拠書類等の整理・保管

- ・ 補助事業者はこの補助金に係る収入および支出を明らかにした帳簿を備え、領収書等の写しを証拠書類として整理・保存する。
- ・ 証拠書類は補助事業が完了した日の属する年度の終了後5年間保管すること
- ・ 補助対象経費となる基準を満たしていても、証拠書類が無い等の理由により補助対象経費として認められない場合があるので十分注意する。

(4) 補助対象経費の支払い時の注意

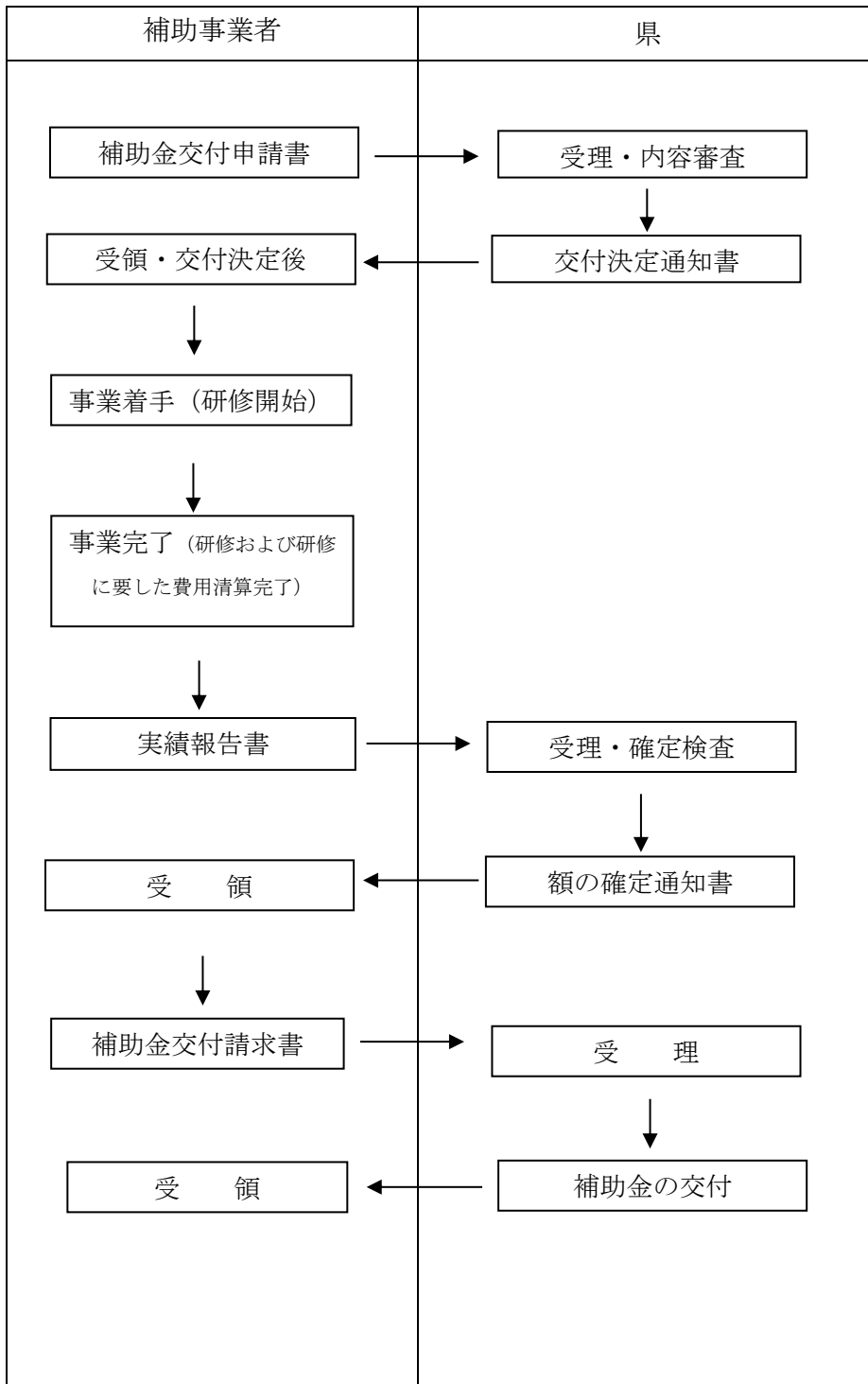
- ・ 代金の支払いは、補助事業期間内に完了すること。
- ・ 事後の照会において、支払状況を明確にするため、補助事業に係る物件以外の支払いとの混合払い、他の取引との相殺払い、手形の裏書譲渡による支払いは行わないこと。

(5) その他

- ・ 補助事業の実施の際に発生する諸問題、特に補助金交付申請書に記載した事項を変更しなければならないような事由が発生した場合は、必ず事前に協議すること。
- ・ 「補助金要綱等」による補助金の使途の制限および証拠書類の整理・保管、財産処分等の制限等の様々な制約があるので、不明な事項がある場合は、必ず事前に県の担当者に相談すること。
- ・ 補助事業は、補助事業者に対して行う一方的な契約であることから、適正かつ有効な事業の実施を要求する場合があります、また、各種の報告義務がある。

#### 4 交付事務の流れ

事務のフローチャート



## 5 交付申請書

### (1) 申請書の作成・提出

- ア 申込書は正本1部を提出すること。
- イ 申込書かがみ、事業概要書等は内容を必ず一致させること。

### (2) 申請書の構成について

以下の資料を順番に編さんのこと。

- ア 申請書
- イ 事業計画書

必要に応じて補足する説明資料（理由書等を含む）を添付のこと。

## 6 交付決定

(1) 県は、補助金の交付の申請があったとき、当該申請に係る書類により当該申請の内容を審査し、補助金等を交付すべきものと認めたときは、補助金等の交付の決定（契約の承諾を含む。以下同じ）をする。

(2) 県は、補助金等の交付の申請を審査した結果、その内容が単に技術的な不備等であるときは、その内容に修正を加え、または、条件を付して決定する。

[補助金規則5②、補助金通達2④]

(3) 県は、交付の決定を行うに際しての調査の方法は、書面審査と現地調査の2つの方法があるが調査にあたっては、次の事項に留意して行う。

- ① 補助金の交付が法令および予算で定めているところに違反しないか。
  - ・ 申請に係る補助事業等がその採択基準に照らし、補助金等の交付対象として適格かどうか。
- ② 目的および内容が適正であるか。
  - ・ 補助制度の目的に合致しているか。
  - ・ 補助事業の計画が適正であるか。
  - ・ 補助事業が最小の経費で最大の効果をあげるような手段がとられているか。
  - ・ 補助対象期間は適正であるか。
- ③ 金額の算定に誤りがないか。
  - ・ 補助対象経費は適正であるか。
  - ・ 補助率は適正であるか。
  - ・ 補助額の積算に誤りはないか。
- ④ 申請書の受理後交付すべきかどうかの判断に要する期間が補助事業の適期を失うことがないか。

#### (4) 事情変更による決定の取消等

補助金等の交付の決定を受けた場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、変更交付申請書の提出が必要である。

県は、変更交付の申請があったとき、当該申請に係る書類により当該申請の内容を審査し、補助金等の交付の決定の全部もしくは一部を取り消し、またはその決定の内容もしくはこれに付した条件を変更することができる。

ただし、補助事業のうちすでに経過した期間に係る部分については、変更できない。  
〔補助金規則 8 ①〕

## 7 実績報告書

### (1) 実績報告書の作成について

実績報告書は、補助事業が交付決定内容に適合的に遂行されているか確認するものである。実績報告書の内容を次のポイントでチェックし、作成すること。

ア 申請時の目的・内容と相違がないか。

(交付申請書の目的・内容どおりに補助事業が完了していること。)

イ 添付書類に内容は適切かつ事実を的確に示しているか。

ウ 請求書(領収書)の内容は適正か。

### (2) 提出書類

実績報告書は次の順に編さんすること。

① 実績報告書

② 当該事業に係る支払いが確認できる書類の写し

③ 参考資料

注1 報告書かがみの内容、事業の目的・概要、請求書(内訳)等は内容を必ず一致させること。

### (3) 提出時期

事業完了後1ヶ月を経過した日または翌年度4月10日のいずれか早い日までに県に提出すること。

## 8 額の確定等

### (1) 額の確定

県は、補助事業に係る実績報告を受けた場合においては、報告書等の書類の審査および必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金等の交付の決定の内容およびこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金等の額を確定し、当該補助事業者に指令(補助金通達様式第3号)により通知する。

## (2) 是正のための措置

- ① 県は、補助事業の実績報告を受けた場合において、その報告に係る補助事業の成果が補助金等の交付の決定の内容および、これに付した条件に適合しないと認めるときは、協会に対して、適合させるための措置をとるべきことを命ずるものとする。

是正措置は、事業量の不足を補わしめるような場合（いわゆる手直し工事等の実施）が主なものであり、是正措置による工事等の実施が不経済であるような場合等においては、その部分については、補助金規則第16条に基づく補助金等の交付の決定の取消しが行われることになる。

[補助金規則14①、補助金通達3⑦]

- ② 是正措置の命令に従って行う補助事業が遂行されたときは、補助金規則第12条の規定の準用により改めて実績報告が必要である。その結果によって第13条の規定による補助金等の額の確定を行う。

[補助金規則14②、補助金通達3⑦]

## 9 検査

県は、補助事業の適正な執行を確保するため、以下の方法による検査を行う。

### (1) 検査の種類

#### ア 確定検査

補助事業が完了し実績報告書が提出された場合に、県が行う検査である。

(実績報告書の提出期限は、事業完了後1ヶ月を経過した日または翌年度4月10日のいずれか早い日である。)

確定検査は、実績報告書の内容（補助対象事業の遂行状況、経理処理状況等）について、別添の検査調書に基づき実施する。

この検査の結果に基づき、補助金の額を確定することになる。

なお、実績報告書の提出が翌年度4月となる場合、補助事業実施年度の支出とするには年度末（3月31日）までの履行確認（検査）を要するので、実績報告書の提出を待つことなく補助事業の完了を確認するための検査を行う。

#### イ その他の検査

交付決定のとき、その他、県が必要と認めた場合に行う検査である。

その他の検査は、別紙の検査調書に基づき実施する。

### (2) 検査方法

確定検査は、原則として、補助事業者の担当者に予め指定した日時に、県が指定した検査会場において、「検査時に補助事業者が準備（提出）する書類等」に基づいて確認を行う。

なお、必要に応じて、書面による確認や県の職員が補助事業者の事務所等に赴き、「検査時に補助事業者が準備（提出）する書類等」に基づいて確認を行うことがある。

検査に当たり、検査調書の「確認」欄の「（所見・指導等）」欄の記載については、検査で確認した内容に合わせ、例えば「該当なし」、「すべての会計書類を確認」、「〇〇月分の会計書類を確認」、「担当者△△に聞き取り確認」のように、具体的に検査内容すべてを記録する。

また、「指導改善」または「返還」に該当する場合、「〇〇規程第◎条の規定により、2以上から見積書徴取していない」、「〇〇要領第◎条の規定により、納品書の保管がなされていない」のように、具体的に根拠規定および内容すべてを記録するとともに、関係書類（写）[同様の指導内容が多い場合1つ]を入手する。

### (3) 検査時に補助事業者が準備（提出）する書類等

検査時に必要な、申請書、見積書、領収書などの支払関係書類、通帳、備品台帳、総勘定元帳、写真

## 10 補助金の交付

額の確定通知を受けた協会が補助金の交付を受けようとするときは、要領の定めるところにより、補助金交付請求書に関係書類を添えて県に提出すること。

- ① 補助金の交付は、原則として協会の請求に基づいて、県が支払を行うものであること。
- ② 補助金交付請求書は要領で定めた様式によること。

[補助金規則 15、補助金通達 3⑧]

**【問い合わせ先】**

福井県土木部土木管理課建設産業・人材支援室

福井市大手3丁目17番1号

T E L 0776-21-1111(代表)

0776-20-0470(直通)

F A X 0776-20-8164

E-mail [kanrika@pref.fukui.lg.jp](mailto:kanrika@pref.fukui.lg.jp)